

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省30－⑱)

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展									担当部局名	林野庁 【林野庁経営課/研究指導課/計画課/企画課】		
政策の概要 【施策の概要】	林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため、相当程度の事業量を確保するとともに、高い生産性と収益性を実現し、森林所有者の所得向上と他産業並み従事所得を確保できる林業経営の育成を目指す。 このため、森林経営計画に基づく低コストで効率的な施策の実行やこれらを担う人材の育成・確保等を推進する。									政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展		
政策に関係する内閣の重要政策	森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第2 食料自給率の目標 1 食糧自給率									政策評価 実施予定時期	令和2年8月		
施策(1)	望ましい林業構造の確立												
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、面的にまとまった森林経営の確立が極めて重要である。 このため、森林経営計画の作成等を推進し、同計画に基づく低コストで効率的な施策の実行の定着を図る。												
目標① 【達成すべき目標】													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
(ア) 民有林における森林経営計画の作成率	26%	平成25年度	60%	令和2年度	40%	45%	50%	55%	60%	S↑一直	林業の成長産業化に向けて望ましい林業構造の確立を図るため、森林施策の集約化等を通じて意欲ある者による森林経営計画の作成・実施を推進していく必要がある。このため、民有林における森林経営計画の作成率を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定割合(5%/年)で向上させ、令和2年度までに作成率を60%まで増加させることとした。		
					31%	30%	29%(暫定値)						
(イ) 国産きのこの生産量	46万トン	平成25年度	46万トン	令和7年度	46万トン	46万トン	46万トン	46万トン	46万トン	F＝一直	原木やチップの利用による森林整備への寄与や山村地域の雇用創出への寄与など、きのこ生産を通じた林業経営基盤の強化等を推進する必要がある。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる令和7年の生産努力目標46万トンとした。		
					46万トン	46万トン	46.8万トン(暫定値)						

施策(2)		人材の育成・確保等											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		現場の抱える課題に適確に対応できる能力と現場に立脚した実践力を図るため、森林・林業を支える森林総合監理士、森林施業プランナー等の育成・確保を引き続き推進する。 加えて、林業労働力の確保とこれら林業従事者の技術力の向上を図るとともに、労働災害防止対策を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】		人材の育成及び活動推進											
	測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
				年度ごとの実績値									
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度						
	(ア) 森林総合監理士数 ^{*1}	0人	平成25年度	2,000人	令和2年度	1,000人	1,250人	1,500人	1,750人		2,000人	S ↑－差	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を適確に実施する「森林総合監理士」の数を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値は、市町村森林整備計画を策定している市町村(約1,600)に対し森林総合監理士を1～2名配置することを想定し、各年度一定量(250人/年)で向上させ、令和2年度までに2千人まで増加させることとした。
						982人	1,169人	1,274人					
	(イ) 森林施業プランナー ^{*2} の認定人数	0人	平成23年度	2,100人	令和2年度	1,700人	1,800人	1,900人	2,000人		2,100人	S ↑－差	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、森林施業の集約化を推進する「森林施業プランナー」の数を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、森林吸収源対策に必要な間伐面積(55万ha/年)から、大規模所有者を除いた私有林の面積(27万ha/年)と先進事例におけるプランナー1人当たりの集約化実績(130ha/人・年)から、令和2年度(最終年度)に2,100人(27万ha/130ha)とし、各年度一定人数(100人/年)増加させることとした。
1,725人						1,933人	2,133人						
(ウ) 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等 ^{*3} の育成人数	151人	平成22年度	5,000人	令和2年度	2,321人	2,991人	3,661人	4,331人	5,000人	S ↑－差	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者(統括現場管理者等)の育成人数を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、平成32年度の目標として約5千人を育成するという「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(平成22年11月 森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ)の目標達成に向け、各年度一定割合(H22～H27まで300人/年、H28～R2まで670人/年)増加させることとした。		
					1,751人	2,161人	2,565人						
(エ) 安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の育成人数)	—	—	1,200人	毎年度	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	F＝一直	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、安全かつ効率的な作業の技術を有する新規就業者の数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の育成人数)を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値は、森林・林業基本計画に掲げられた令和2年の木材供給量(年間3,200万m3)の目標を達成するためには、林業労働者が5万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人ずつ育成して加えていく必要があるため、林業作業士研修を通じて毎年1,200人ずつ育成することとした。		
					896人	942人	855人						

目標② 【達成すべき目標】			林業労働安全の向上									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
(ア) 林業労働災害被災者数	1,314人	平成29年	1,248人 以下	令和4年	—	—	1,301人以下	1,288人以下	1,275人以下	F↓一直 (定性)	安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害被災者数の減少を指標として関連施策を推進する。 厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で被災者数を5%(年1%)減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を1,248人以下まで減少させることを目標とする。 注:根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。	
(イ) 林業労働災害死亡者数	40人	平成29年	34人 以下	令和4年	—	—	39人以下	38人以下	37人以下	F↓一直 (定性)	安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害死亡者数の減少を指標として関連施策を推進する。 厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で死亡災害被災者数を15%(年3%)減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を34人以下まで減少させることを目標とする。 注:根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。	
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					平成30年度行政 事業レビュー 事業番号	
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]									
(1) 森林保険法 (昭和12年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	国立研究開発法人森林総合研究所が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施策集約化等の推進に寄与する。					—	
(2) 森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施策に関する指導等を行うことにより、施策集約化等の推進に寄与する。					—	
(3) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和41年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ)	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等の明確化を行う。 このことにより、農林業上の利用の増進が図られ、森林施策が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施策集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。					—	
(4) 林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施策集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。					—	
(5) 森林組合法 (昭和53年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施策、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理経営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。 このことにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施策集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。					—	
(6) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和54年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ)	都道府県知事による林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業経営者等に対し、経営改善に必要な資金等の支援を行う。 このことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施策集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。					—	
(7) 林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成8年)	—	—	—	—	(2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を円滑化するための措置を講じる。 このことにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。					—	

(8)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総合研究所、都道府県関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(9)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-3,7,8,12,14,15,16,17,19,22)	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	10,070 の内数	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0204
(10)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (主、関連:30-17,19)	358 (358)	358 (358)	358 (358)	358	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動を支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。	0239
(11)	森林施業プランナー育成対策事業 (平成24年度) (主、関連:30-12)	74 (74)	59 (59)	50 (50)	38	(1)-①-(ア) (2)-①-(イ)	民間事業体に対して、森林経営計画の作成や提案型集約化施業の中核を担う森林施業プランナーに必要なスキルを習得するための研修、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの資格認定制度の普及・評価の取組に必要な経費を支援。 このことにより、森林施業プランナー及び林業事業体の実践力が向上し、森林施業プランナーの認定人数、森林経営計画の作成率の増加に寄与する。	0240
(12)	森林・林業新規就業支援対策 (平成25年度) (主、関連:30-12)	6,327 (6,196)	6,027 (6,026)	5,907 (5,907) ()は概算	4,810	(2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	林業分野において有望な人材を確保するため、林業大学校等で必要な知識等の習得を行う青年への支援や高校生等に対する就業体験等を実施するとともに、間伐等の森林施業を効率的に行うことができる林業従事者を段階的かつ体系的に育成。また、それらの定着を図る上で障害となっている労働災害を防止するため、労働安全の専門家による安全活動を支援。 このことにより、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等の育成人数が増加し、ひいては路網の整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの下で、効率的な作業が図られることにより、国産材の供給・利用量の向上に寄与する。	0241
(13)	森林総合監理士等技術者活動支援事業 (平成29年度) (主)	-	-	21 (21)	13	(2)-①-(ア)	地域における長期的な森林づくりのマスタープランである市町村森林整備計画を作成し、その実現に向けて市町村や森林所有者等を指導・支援する森林総合監理士の技術的知見の向上を図るため継続教育等を実施。 本事業は、地域の森林づくりの牽引者となる森林総合監理士の技術の向上とともに情報の共有化によって技術者の能力向上や育成が図れることにより、森林・林業の再生に必要な人材の育成・確保に寄与する。	0245
(14)	特用林産振興総合対策事業 (平成26年度) (主、関連:30-12,17)	25 (25)	25 (24)	33 (33)	18	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	きのこ生産資材の安定供給体制の構築、きのこ生産の維持・回復に向けた震災前と震災後の生産資材導入費の差額支援、効率的な竹林施業体系の構築、新規用途開拓など特用林産物の品目ごとの具体的な課題の早期解決に向けた取組に必要な経費を支援。 このことにより、特用林産の振興が図られ、就業機会が増大するとともに、きのこの生産量の維持に寄与する。	0243
(15)	林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (関連:30-12,17,19)	-	-	-	12,077	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体が活動する地域を中心とした路網整備、高性能林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業や木材関連事業者等が行う施設整備等に要する経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大等を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新30-0024
(16)	スマート林業構築推進事業 (平成30年度) (主、関連:30-12,18)	-	-	-	210	(1)-①-(ア) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	都道府県や市町村、林業事業体等の関係者が行うICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組や素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組等に対して支援 これにより、森林経営計画に基づく低コストで効率的な森林施業の推進、低コストで効率的な作業システムの確立に寄与する。	新30-0022

(17)	現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 (平成30年度) (主)	-	-	-	405	(2)-①-(ウ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	林業分野において、効率的かつ効果的な木材生産を実現するため、林業の現場を管理する班長クラスの責任者の育成や林業労働安全の取組等を支援。 このことにより、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）等の育成人数が増加し、ひいては路網の整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの下で、効率的な作業が図られることにより、国産材の供給・利用量の向上に寄与する。	新30-0021
(18)	木材生産高度技術者育成対策 (平成30年度) (主)	-	-	-	160	(1)-①-(ア)	林業の成長産業化を実現するためには、林業の生産性の向上を通じて収益性の向上を図り、利用期を迎えた森林資源の循環利用を促進する必要がある。 この林業の生産性の向上を図るためには、林業経営の規模拡大に意欲と能力のある林業経営者の育成を図るとともに、素材生産を効率化するための技術に加え、伐採跡地の再造林や保育等を低コストで実現することが必要となるが、そのためには、効率的な木材生産システムを念頭に置いた路網整備を行うことができる人材を育成する必要がある。 本事業において、ICT等先端技術を活用した路網作設に関する技術者等を育成することにより、効率的・効果的な路網が整備等されることになり、林業生産性の向上とともに国産材の供給量の増大に寄与する。	新30-0023
(19)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税：措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	<->	国税： <119> <-> 地方税 <39> <->	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除（税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る）が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(20)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税：措法第10条の5の3、第42条の6、第68条の11] (平成25年度)	国税： <0.9> <-> 地方税 <0.6> <->	国税： <0.1> <-> 地方税 <0.1> <->	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得価格の30%の特別7%の税額控除との選択適用。（税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る） このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(21)	山林所得の概算経費控除 [所得税：措法第30条] (昭和28年度)	<-> <->	<-> <->	<-> <->	<->	(1)-①-(ア)	立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入（収入金額－伐採費・譲渡に要した費用）に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けられたものである。	-
(22)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税：措法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	<-> <->	<-> <->	<->	<->	(1)-①-(ア)	森林組合等が林地の譲渡を希望する森林組合員に代わって、林地の購入を希望する森林組合員にあつていない場合、林地を譲渡した者は、所得税等の特別控除が適用される。 このことにより、林地の集約化と意欲ある森林所有者等による森林経営計画の作成が図られ、施業集約化等に寄与する。	-
(23)	保険会社等の異常危険準備金 [法人税：措法第57条の5、第68条の55] (昭和28年度)	<-> <->	<-> <->	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	保険会社又は共済事業を行う協同組合が積み立てる異常危険準備金に算入できる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(24)	中小企業等の貸倒引当金の特例 [法人税：措法第57条の10、第68条の59] (昭和41年度)	<-> <->	国税：<14> <-> 地方税： <6> <->	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等が貸倒引当金を計上した際に、繰越限度額を法定繰入額の10%増しとすることができる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(25)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例 [法人税：措法第68条の2] (平成13年度)	<-> <->	<-> <->	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等が一定の要件を満たした合併を行う場合、移転資産は帳簿価格により引継ぎしたものととして、譲渡益の計上を繰り延べることができる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-

	山林についての相続税の納税猶予 (26) [相続税: 措法第70条の6の4] (平成24年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<160> (<->)	<151>	(1)-①-(ア)	林業経営相続人が、森林経営計画に定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所有者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、継続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	-
	農業協同組合等が合併した場合の課税の特例 (27) [地価税: 措法第71条の17] (平成3年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	農業協同組合合併助成法等に基づく農協等の合併について、合併前の基礎控除の額の合計又は10億円のいずれか低い額を合併後の農協等の基礎控除として5年間適用する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置 (28) [固定資産税: 地法第349条の3、4] (昭和49年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等が国の補助金又は交付金等の交付等を受けて取得する施設等(1台(基)当たりの取得価格330万円以上)の課税標準は3年度分に限って1/2の額とする。 このことにより、地域林業の中核的担い手である森林組合等に機械・装備への投資を促進させ、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることで、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
	法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 (29) [事業所税: 地法第701条の1の1] (昭和50年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等がその本来の事業の用に供する施設において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準は、資産割1/2、従業者割1/2を控除する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]			6,934 <25,865の内数>	6,689 <54,863の内数>	6,057 <32,556の内数>			
政策の執行額[百万円]			6,832 <25,313の内数>	6,680 <52,155の内数>				

参考: 移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政 事業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 特用林産施設体制整備復興事業 (平成24年度)	891 (834)	1,087 (927)	940 (835)	887	-	特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、次期生産に必要な生産資材の導入を支援。ほだ木の洗浄機械や簡易ハウスなどの放射性物質の防除施設等を整備。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与する。	復-0101
(2) 【参考:復興庁より】 震災復興林業作業システム導入支援事業 (平成24年度)	231 (231)	336 (336)	359 (359)	359	-	復興に向けて林業事業者が行う放射整物質の影響を軽減させる作業システムの確立に必要な高性能林業機械のリース方式による導入を支援。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与する。	復-0103

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	都道府県等からの実績報告により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	特用林産基礎資料より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当年度実績(見込)値)÷(当年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	森林総合監理士登録簿により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H25基準値)÷(当該年度目標値-H25基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	森林施業プランナー育成対策事業の実績により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当年度実績(見込)値-H23基準値)÷(当該年度目標値-H23基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の実績より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績-H22基準値)÷(当該年度目標値-H22基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(エ)	把握の方法	「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の実績より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値÷当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	厚生労働省「労働災害発生状況」により把握
			達成度合の判定方法	Aランク(おおむね有効):毎年目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である):A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある):基準値を上回った場合
		指標(イ)	把握の方法	厚生労働省「労働災害発生状況」により把握
			達成度合の判定方法	Aランク(おおむね有効):毎年目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である):A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある):基準値を上回った場合

2. 用語解説

注1	森林総合監理士	森林総合監理士(フォレスター)は、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する技術者である。
注2	森林施業プランナー	路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の集約化ができる者。 森林施業プランナーの現状は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることや、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されていることから、その能力を客観的に評価し、一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上でインセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の運用を平成24年度から開始した。
注3	統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等	低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を終了し登録された者。複数の現場を統括管理する統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)のほか、各現場の管理を担当する現場管理責任者(フォレストリーダー)が該当する。